

新型コロナウイルスの影響で納税が困難な方へ

市税の支払いを延長する制度があります ～ 徴収猶予の特例 ～

新型コロナウイルスの影響で収入に減少のある方は、申請により1年を限度に納税が猶予されます。担保の提供は不要で、延滞金もかかりません。

対象となる方

- 次の①②の両方に該当する納税者・特別徴収事業者
- ①令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）に、事業などに係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少している
 - ②一時に納付・納入することが困難である

申請方法

申請期限までに、申請書と収入や現預金の状況が分かる資料を提出。詳しくは、ID 1033499をご確認ください。

対象となる税

令和2年2月1日(土)～3年1月31日(日)に納期限が到来する全ての市税

対象となる税の納期限	申請期限
6月30日(火)まで	6月30日(火)
7月1日(水)以降	各期の納期限の日

※この特例に該当しない場合でも、他の猶予制度を利用できる場合がありますので、電話でご相談ください。

【問】納税課 ☎(28)8968

市県民税

減免の手続きは納付前に

ID 1000922

毎年6月に市県民税の税額を確定し、6月中旬に納税義務者の方へ納税通知書を送付しています。納付が困難な右記に該当する方は、減免が認められる場合があります。ID 1000902をご確認ください。

- ◇前年所得が250万円以下で、本年中の所得が半分に減少する方
- ◇勤労学生など

3月17日以降に申告書を提出した方へ

令和2年3月17日以降に市民税・県民税申告書や所得税の確定申告書を提出された場合は、申告書の内容が、普通徴収の第1期または給与からの特別徴収の6月分に反映されない場合があります（確認次第反映しますので、年税額に影響はありません）。

【問】市民税課 ☎(28)8963

所得課税(非課税)証明書

ID 1005456

6月から交付

所得状況などに関する「令和2年度市県民税所得課税(非課税)証明書」の交付を、6月1日(月)から本庁舎市民税課・市民課、尾西庁舎窓口課、木曾川庁舎総務窓口課、出張所で開始します。郵送でも請求できます。

収入がない方は、交付窓口(市民課を除く)で簡易な申告をすることで取得できます。

【問】市民税課 ☎(28)8962

事業者・給与所得者の方へ

個人市県民税の納付は

ID 1012392

給与から

市では、法令等の規定に基づき、給与所得者の市県民税を普通徴収（納税義務者が自分で納付）から特別徴収（給与からの引き去り）に切り替えています。

特別徴収への切り替えについて詳しくは、お尋ねください。

【問】市民税課 ☎(28)8964